

## 「東日本大震災における被災動物対応記録集」及び 「被災動物の救護対策ガイドライン」について

### 1. 記録集及びガイドライン作成の背景と目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、人のみならず多くの動物も被災したため、被災地の自治体や地方獣医師会が中心となって現地動物救護本部等が設置された。各地で被災ペットの救護、動物救護施設等の設置によるペットの飼育管理、避難所等における飼い主やペットの支援、飼い主への返還・譲渡等が行われたが、それぞれにうまくいった点や課題となった点がみられた。

このため、今般の広域かつ甚大な災害における各地の動物救護に関する対応状況を整理し、記録として残すことは、今後の動物救護体制のあり方を検討する際の一助となるとともに、動物愛護管理推進計画の見直しを行う際の基礎資料となることから、被災動物対応記録集を作成。

また、記録集においてとりまとめた災害時の動物救護対策の課題点等を踏まえ、自治体等が地域の状況に応じた独自の対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となる被災動物の救護対策ガイドラインを作成。

### 2. ガイドラインの概要

#### (1) 同行避難の推進

災害発生時は、原則として飼い主とペットは同行避難を行う。そのため、自治体等は、日頃から飼い主に対して同行避難やペットの災害対策の必要性について普及啓発を行うとともに、避難所や仮設住宅におけるペットの受入れ配慮について、市町村と調整を行う。

#### (2) 災害に備えた平常時の対策

##### 飼い主による備え

ペットとの同行避難を行うため、飼い主は平常時からペット用の避難用品を準備するとともに、避難所等における他の避難者への迷惑防止及びペットのストレス防止のために、必要なしつけを行う。

##### 動物救護体制の整備

自治体等は、日頃から地方獣医師会や民間団体等と連携・協力体制を整え、災害時協定の締結や現地動物救護本部等の設置について検討する。また、自治体間の協力体制についても検討する。

#### (3) 災害発生時の動物救護対策

自治体等は、避難所等に避難したペットや飼い主の支援を行うとともに、負傷動物や放浪動物の保護収容、飼い主への返還・譲渡等を行う。

## < 参考 >

### 記録集の目次構成

- 1 . 東日本大震災におけるペットの被災概況
  - ( 1 ) 東日本大震災の概要
  - ( 2 ) ペットの被災概況
  - ( 3 ) 動物救護に関する取組の概況
  
- 2 . 各地の動物救護活動
  - ( 1 ) 被災地における動物救護活動
  - ( 2 ) 被災地以外（または被災地周辺）における動物救護活動
  
- 3 . 警戒区域等における被災ペット救護活動
  - ( 1 ) 福島第1原子力発電所の事故に伴い設定された警戒区域
  - ( 2 ) その他の警戒区域等
  
- 4 . 動物救護活動を支えたもの
  - ( 1 ) 人的支援
  - ( 2 ) 支援物資等
  - ( 3 ) 資金（義援金など）
  - ( 4 ) 緊急災害時動物救援本部の支援活動
  
- 5 . その他の動物の被災状況、救護活動の状況
  - ( 1 ) 動物園・水族館の展示動物
  - ( 2 ) 産業動物
  - ( 3 ) その他
  
- 6 . 各地の被災ペット対策における対応事例・課題となった事例
  - ( 1 ) 同行避難の推進
  - ( 2 ) 避難所への受け入れ
  - ( 3 ) 仮設住宅における飼養
  - ( 4 ) 自治体と民間団体との連携
  - ( 5 ) 獣医師会の取組み
  - ( 6 ) 一時預かり
  - ( 7 ) 返還・譲渡
  - ( 8 ) シェルター等における動物の飼養管理
  - ( 9 ) 情報収集、広報・普及啓発
  - ( 10 ) ボランティア
  
- 7 . まとめ

## ガイドラインの目次構成

### 総説

- 1．ガイドライン作成の背景及び目的
- 2．今後起こりうる災害に備えた動物救護対策について
  - (1) ペットとの同行避難を進めるための飼い主への普及啓発
  - (2) 自治体等が行う動物救護活動について

### 本編

- 1．平常時及び災害時におけるそれぞれの役割
  - (1) 飼い主の役割
  - (2) 自治体の役割
  - (3) 地方獣医師会の役割
  - (4) 民間団体・企業の役割
  - (5) 現地動物救護本部等の役割
  - (6) 緊急災害時動物救援本部の役割
  - (7) 国の役割
- 2．災害に備えた平常時の対策、体制の整備
  - (1) ペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発
  - (2) 避難所・仮設住宅におけるペットの受入れ配慮
  - (3) 動物救護体制の整備、動物救護施設の設置
- 3．災害発生時の動物救護対策
  - (1) 初動対応
  - (2) 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育
  - (3) 保護が必要な動物への対応
  - (4) 動物救護施設の設置、運営管理
  - (5) 広報・普及啓発
  - (6) 動物救護活動の終息の考え方
- 4．動物救護活動を支えるもの
  - (1) 人材の確保、ボランティア（個人・獣医師・民間団体）との連携
  - (2) 物資の備蓄・提供、支援物資の受付・配分
  - (3) 資金の確保、義援金の募集・配分

### 資料編